

貸付事業〔互助会貸付規程〕

① 概要

会員は、申込みにより互助会の貸付を受けることができます。給与天引きでの償還となり、担保は必要ありません。

② 申込資格

会員期間が6か月以上ある会員が申込みできます。

なお、新潟県職員互助会及び新潟県警察職員互助会の会員期間は通算されます。

また、休職、休業等による無給者の場合、（住宅資金貸付及び住宅災害資金貸付は、定年退職予定5年以内の場合も）新たな貸付は行いません。

③ 貸付の種類

貸付事由	貸付の名称	
臨時に資金を必要とするとき。	一 般 貸 付	生活資金貸付
災害による損害のために資金を必要とするとき。		災害資金貸付
育児休業のために資金を必要とするとき。		育児休業資金貸付
自動車の購入に資金を必要とするとき		自動車資金貸付
入学又は修学中の資金、奨学金の借換え資金、就学や資格取得の資金を必要とするとき		教育資金貸付
住宅の新築、増改築、金融機関等からの借換え等のために資金を必要とするとき。	住宅 貸 付	住宅資金貸付
災害による損害のために住宅資金を必要とするとき。		住宅災害資金貸付

ア 生活資金

貸付事由	会員が、臨時に資金を必要とするとき。 「臨時に資金を必要とするとき」とは、一時的な支払の必要が生じたときを指し、経常的な支出（生活費等）や他の債務の返済に充てることは、貸付の対象となりません。（土地及び住宅の取得や増改築は生活資金の貸付対象となりません。）
貸付額	10万円単位とし、200万円以内
利率	年利1.31%
返済回数	毎月償還…50回以内 ボーナス償還…毎月償還回数の6分の1以内の希望回数 ※ 貸付額が100万円以上のときにボーナス併用償還が可能です。 ボーナス償還は、貸付額の2分の1以内で、10万円単位の希望額となります。（ボーナス償還はH31年4月以降の申込みから）
償還開始	貸付を受けた翌月から償還します。
申込・貸付の時期	1日～15日受付…翌月10日送金 16日～月末受付…翌月25日送金
提出書類 添付書類	生活資金の貸付申込は、会員が互助会（互助厚生係）に対し「生活資金貸付申込書（貸付第1号様式）」を提出して行います。 添付書類 ○ 貸付事業における個人情報に関する同意書（貸付第90号様式） ※ 他の添付書類は不要です。

イ 災害資金

貸付事由	会員が、災害を受け復旧に資金を必要とするとき。 （災害見舞金の給付を受けた会員のみ）
貸付額	10万円単位とし、100万円以内で損害額の範囲内
利率	無利息
返済回数	毎月償還…50回以内 ボーナス償還…毎月償還回数の6分の1以内の希望回数 ※ 貸付額が100万円以上のときにボーナス併用償還が可能です。 ボーナス償還は、貸付額の2分の1以内で、10万円単位の希望額となります。（ボーナス償還はH31年4月以降の申込みから）
償還開始	貸付を受けた翌月から償還します。
申込・貸付の時期	1日～15日受付…翌月10日送金 16日～月末受付…翌月25日送金
提出書類 添付書類	災害資金の貸付申込は、会員が互助会（互助厚生係）に対し「災害資金貸付申込書（貸付第4号様式）」を提出して行います。 添付書類 ○ 貸付事業における個人情報に関する同意書（貸付第90号様式） ※ 他の添付書類は不要です。

ウ 育児休業資金

貸付事由	会員が育児休業期間中に資金を必要とするとき。
貸付額	10万円単位とし、60万円以内
利率	年利1.17%
返済回数	50回以内
償還開始	貸付を受けた翌月から償還します。
申込・貸付の時期	1日～15日受付…翌月10日送金 16日～月末受付…翌月25日送金
提出書類 添付書類	育児休業資金の貸付申込は、会員が互助会（互助厚生係）に対し「育児休業資金貸付申込書（貸付第7号様式）」を提出して行います。 添付書類 ○ 貸付事業における個人情報に関する同意書（貸付第90号様式） ○ 育児休業の辞令書の写し（貸付後に提出）
備考	無給中の貸付けができないため、産前休暇を取得する頃にお申込みいただき、育児休業による償還猶予前に1回以上償還することが必要になります。

エ 自動車資金

貸付事由	会員が自動車の購入に資金を必要とするとき。
貸付額	10万円単位とし、300万円以内で契約額の範囲内
利率	年利1.3%
返済回数	毎月償還…72回以内 ボーナス償還…毎月償還回数の6分の1以内の希望回数 ※ 貸付額が100万円以上のときにボーナス併用償還が可能です。 ボーナス償還は、貸付額の2分の1以内で、10万円単位の希望額となります。（ボーナス償還はH31年4月以降の申込みから）
償還開始	貸付を受けた翌月から償還します。
申込・貸付の時期	1日～15日受付…翌月10日送金 16日～月末受付…翌月25日送金
提出書類 添付書類	自動車資金の貸付申込は、会員が互助会（互助厚生係）に対し「自動車資金貸付申込書（貸付第8号様式）」を提出して行います。 添付書類 ○ 貸付事業における個人情報に関する同意書（貸付第90号様式） ○ 販売店との売買契約書の写し（注文書は契約書に含む）

オ 教育資金

貸付事由	<p>会員の子が、学校教育法に定める大学（大学院を含む）、短期大学、高等専門学校、高等学校、専修学校、外国の教育機関（※）に入学又は修学中のための資金を必要とするとき。</p> <p>（※入学（修学又は受講）する課程の修業年限が3月以上であり、かつ正規の教育課程の修業年限が1年以上である教育機関。）</p> <p>会員自身の修学若しくは資格取得のための資金を必要とするとき。 会員自身の奨学金等の借換えのための資金を必要とするとき。</p>
貸付額	10万円単位とし、300万円以内で必要額の範囲内
利率	年利1.17%
返済回数	<p>毎月償還…100回以内 ボーナス償還…毎月償還回数の6分の1以内の希望回数</p> <p>※ 貸付額が100万円以上のときにボーナス併用償還が可能です。 ボーナス償還は、貸付額の2分の1以内で、10万円単位の希望額となります。（ボーナス償還はH31年4月以降の申込みから）</p>
償還開始	貸付を受けた翌月から償還します。
申込・貸付の時期	<p>1日～15日受付…翌月10日送金 16日～月末受付…翌月25日送金</p>
提出書類 添付書類	<p>教育資金の貸付申込は、会員が互助会（互助厚生係）に対し「教育資金貸付申込書（貸付第9号様式）」を提出して行います。</p> <p>添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付事業における個人情報に関する同意書（貸付第90号様式） ○ 進学の場合は、合格通知書又は入学許可書の写し ○ 入学後は、在学証明書原本 ○ 会員の修学又は資格取得の場合は上記の提出が困難な場合は入学金、授業料等の必要経費が証明できるものの写し ○ 貸付額が100万円を超える場合は、「教育資金貸付申込額算定書（貸付第9-2号様式）」及び貸付を受けてから2年以内の必要経費の証拠書類（入学金、授業料が分かる書類の写し、アパートの契約書の写し等） ○ 外国の教育機関の場合は、理事長が定める要件に該当することが証明できる書類（様式第9-3号）又はこれに準ずる書類（必要に応じて日本語の翻訳文を添付） ○ 借換えの場合は、教育資金貸付申込額算定書（貸付第9-2号様式）及び以下を加える。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 現在貸付けを受けている金融機関等との金銭消費貸借契約書又は借用証書の写し（借入日、借入期間及び借入金額が記載してあるもの） (2) 返済予定表又は残高証明書 (3) 口座振替の場合は、返済用口座の通帳の写し（返済用口座の名義人、口座番号及び申込月の直近6か月までの返済状況が分かるページ） (4) 給与天引きの場合は、給与明細及び賞与明細（直近1回） (5) 現在貸付けを受けている金融機関等からの完済した旨を証する押印のある金銭消費貸借契約書の写し等（入金後）
備考	子の人数に関わらず、上限額の範囲内で必要額を貸付できます。

カ 住宅資金

貸付事由	会員が、自己の住宅の新築、増改築又は金融機関等からの借換えのため資金を必要とするとき。
貸付額	10万円単位で貸付日時点の給料月額×5年後の退職手当支給率（自己都合）+200万円（ただし、1,000万円を限度）以内で契約額の範囲内
利率	年利0.96%
返済回数	毎月償還…240回以内 ボーナス償還…毎月償還回数の6分の1以内の希望回数 ※ 貸付額が100万円以上のときにボーナス併用償還が可能です。 ボーナス償還は、貸付額の2分の1以内で、10万円単位の希望額となります。
償還開始	貸付を受けた翌月から償還します。
申込・貸付の時期	月末締切、翌月25日送金
提出書類 添付書類	住宅資金の貸付申込は、会員が互助会（互助厚生係）に対し「住宅資金貸付申込書（貸付第2号様式）」を提出して行います。 添付書類 ○ 貸付事業における個人情報に関する同意書（貸付第90号様式） ○ 資金計画書（貸付第2-2号様式） ○ 別表1に掲げる添付書類
備考	工事完了後は、直ちに完了報告書（貸付第2-5号様式）と別表2に掲げる添付書類を提出します。 定年退職予定5年以内の場合または休職、休業等による無給者の場合、新たな貸付は行いません。

キ 住宅災害資金

貸付事由	会員が、激甚災害により自己の住宅に2分の1以上の損害を受け、新築等のため資金を必要とするとき。（災害見舞金の給付を受けた会員のみ）
貸付額	10万円単位とし、200万円以内で契約額の範囲内
利率	年利0.83%
返済回数	毎月償還…200回以内 ボーナス償還…毎月償還回数の6分の1以内の希望回数 ※ 貸付額が100万円以上のときにボーナス併用償還が可能です。 ボーナス償還は、貸付額の2分の1以内で、10万円単位の希望額となります。（ボーナス償還はH31年4月以降の申込みから）
償還開始	貸付を受けた翌月から償還します。
申込・貸付の時期	月末締切、翌月25日送金（申込みは災害発生から2年以内）
提出書類 添付書類	住宅災害資金の貸付申込は、会員が互助会（互助厚生係）に対し「住宅災害資金貸付申込書（貸付第3号様式）」を提出して行います。 添付書類 ○ 貸付事業における個人情報に関する同意書（貸付第90号様式） ○ 資金計画書（貸付第2-2号様式） ○ 別表1に掲げる添付書類
備考	工事完了後は、直ちに完了報告書（貸付第2-5号様式）と別表2に掲げる添付書類を提出します。 定年退職予定5年以内の場合または休職、休業等による無給者の場合、新たな貸付は行いません。

別表 1

区 分		添 付 書 類
住宅	新築 全面改築	1 確認済証の写し等 (1) 建築確認を必要とする地域は、確認済証の写し及び確認申請書の第1面から5面の写し (2) 建築確認を必要としない地域は、建築工事届の写し及び市町村長又は建築主事の発行する建築確認不要証明書の写し 2 工事請負契約書の写し (契約金額が150万円以下の場合は請書の写しで可) 3 敷地の登記簿謄本の写し(注1) (1) 土地が農地ときは、農地転用許可書の写し又は農地転用受理証明書の写し (2) 土地が会員以外の名義の場合は、土地の名義人の工事承諾書(貸付第2-4号様式) 4 住宅の平面図(間取りがわかるもの)
	10㎡以上の 増築、改築	1 確認済証の写し等(上記参照) 2 工事請負契約書の写し(上記参照) 3 敷地の登記簿謄本の写し(上記参照) 4 住宅の平面図(既存の平面図に改築等の箇所を朱書で表示) 5 住宅の登記簿謄本の写し 6 住宅が会員以外の名義のとき。 ○住宅の名義人の工事承諾書(貸付第2-4号様式) ○会員と住宅の名義人が同居していることを証明する書類(住民票の写し等)
	修理 10㎡以下の 増築、改築	1 工事請負契約書の写し (契約金額が150万円以下の場合は請書の写しで可) 2 住宅の登記簿謄本の写し 3 住宅の平面図(修理等の箇所を朱書で表示) 4 住宅が会員以外の名義のとき ○住宅の名義人の工事承諾書(貸付第2-4号様式)
	購入 (土地付住宅、 マンション等)	1 売買契約書の写し 2 敷地の登記簿謄本の写し(売主のもの) 3 住宅の登記簿謄本の写し(売主のもの) 住宅が建築中で未登記のときは、確認済証の写し又は検査済証の写し 4 住宅の平面図(間取りがわかるもの) 5 業者代理売買のときは、売買委任状の写し等
敷地	購入	1 売買契約書の写し 2 敷地の登記簿謄本の写し(売主のもの) 3 住宅建築に関する誓約書(貸付第2-3号様式) 4 土地が農地の場合は、農地転用許可書の写し又は農地転用受理証明書の写し 5 業者代理売買の場合は、売買委任状の写し等
借換		1 住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し 2 住宅及び敷地の登記簿謄本の写し(注1) 3 現在貸付けを受けている金融機関等との金銭消費貸借契約書又は借用証書の写し(借入日、借入期間、借入金額及び住宅

	<p>取得に係る貸付けを受けていることが記載してあるもの)</p> <p>4 返済予定表又は残高証明書</p> <p>5 口座振替の場合は、返済用口座の通帳の写し（返済用口座の名義人、口座番号及び申込月の直近6か月までの返済状況が分かるページ）</p> <p>6 給与天引きの場合は、給与明細及び賞与明細（直近1回）</p> <p>7 現在貸付けを受けている金融機関等からの完済した旨を証する押印のある金銭消費貸借契約書の写し等の貸付金が完済され、又は返済に充当されたことを証する書類（入金後）</p> <p>8 抵当権が設定されている場合は、抵当権が抹消されたことが分かる書類（入金後）</p>
--	--

（注1） 登記簿謄本の写しは、6か月以内に発行されたものとする。

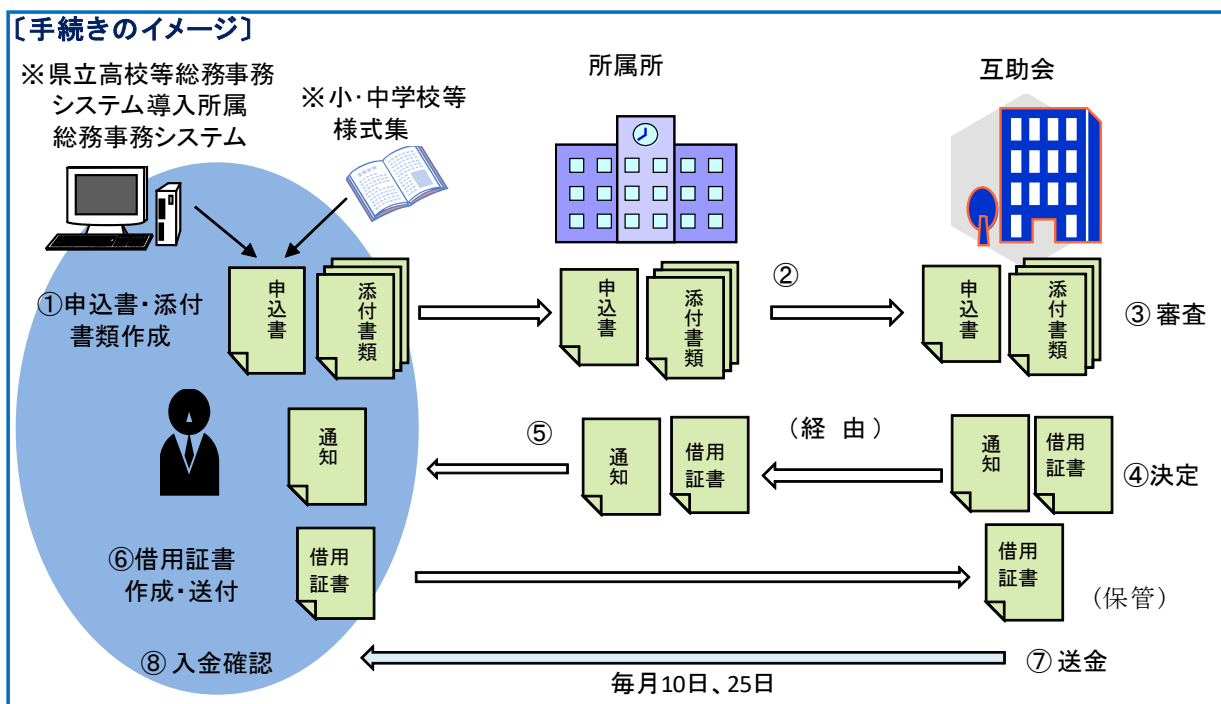
別表2

区 分	添 付 書 類
新築、全面改築	所有権保存登記後の登記簿謄本の写し又は権利証の写し
10㎡以上の増築・改築	検査済証の写し又は工事引渡証の写し
修理 10㎡以下の増築・改築	領収書の写し
住宅の購入 敷地の購入	<p>所有権移転登記後の登記簿謄本の写し又は権利証の写し 注意事項</p> <p>① 住宅の購入の場合は住宅と敷地の両方が必要です。</p> <p>② 敷地のみ購入の場合は、5年以内に住宅を建築後、再度完了報告書を提出しなければなりません。</p>

④ 申込手続

会員が資金を必要とするとき、互助会への貸付申込手続は、次のとおりです。

区 分	説 明
申込書作成	申込者が申込書を作成し、必要な添付書類を用意します。 申込書の「現在の借受状況」欄は、必ず記載してください。
所属長の証明	申込書の所属長証明欄は、所属長から証明を受けます。
書類の提出	互助会（互助厚生係）に申込書と添付書類を送付します。
互助会から書類の送付	互助会で受付・審査後「貸付決定通知書」と「借用証書」が送付されます。
借用証書の返送	借用証書に金額に応じた収入印紙を貼付し、借受人の印で消印をした後、貸付日の5日前までに互助会へ返送します。 収入印紙の額 借用金額
	10万円以下 200円
	50万円以下 400円
	100万円以下 1,000円
	500万円以下 2,000円
	1,000万円以下 10,000円
貸付金の交付	互助会から貸付金を給付金等振込口座に送金します。



⑤ 貸付の制限

互助会からの貸付には、次の制限があります。

区 分	説 明
会員期間の制限	会員期間が6か月未満の会員は、貸付申込はできません。 なお、会員期間には、新潟県職員互助会及び新潟県警察職員互助会の会員期間を通算します。
互助会から貸付金を借受中の制限	差額貸付制度（詳細は該当項目を参照）がありますが、償還回数が24回未満の場合、借受金を完済しなければ、新たな貸付を受けることはできません。
住宅資金及び住宅災害資金の制限	住宅資金及び住宅災害資金貸付は、定年退職予定5年以内の場合は、新たな貸付を行いません。
その他貸付制限	<p>■次に該当するときは、貸付を行いません。</p> <p>① 現に給与の差押えを受けているとき。</p> <p>② 懲戒を理由とする停職等の処分を受け、給与の支給が見込めないとき。</p> <p>③ 貸付保険事故者 ただし、保険会社に譲渡された債務を完済しているときを除きます。</p> <p>④ 破産の申立てから破産宣告までの間にあるとき、又は破産宣告後10年を経過していないとき。</p> <p>⑤ 民事再生手続の申立てから再生計画認可決定までの間にあるとき、又は再生計画認可決定後10年を経過していないとき。</p> <p>⑥ 前各号に掲げるほか、債務不履行にいたる恐れのある事由があると理事長が認めたとき。</p> <p>⑦ 貸付による毎月の償還額の合計額が、給料月額$\frac{10}{100}$の3を超えるとき。</p> <p>⑧ 貸付によるボーナス償還額の合計額が、給料月額$\frac{10}{100}$の6を超えるとき。</p> <p>⑨ 未成年者である組合員に対して貸付けを行う場合で、法定代理人（親権者、親権者がいないときは後見人。親権者が両親の場合は両親とも）から金銭消費貸借契約に同意する旨の同意書を徴することができないとき。（未成年者が婚姻している場合を除く。）</p> <p>⑩ 休職・休業等による無給のとき。</p>

⑥ 一括償還

会員が貸付金を必要としなくなったときは、一括償還をすることができます。

区 分	説 明
申出書提出	会員は、一括償還しようとするときは、償還を希望する月の5日までに「一括償還申出書（貸付第11号様式）」を互助会（互助厚生係）へ提出します。
償還方法	互助会から振込用紙が送付されます。 当該月の25日（金融機関の休業日の場合は翌営業日）までに振込んでください。
注意事項	一括償還額は、当該月の給与（及びボーナス）から当該月の償還金が控除されるため、差し引いた後の額となります。

⑦ 一部繰上償還

会員が貸付金を必要としなくなったときは、一部繰上償還をすることができます。

区 分	説 明
申出書提出	会員は、一部繰上償還しようとするときは、償還を希望する月の5日までに「一部繰上償還申出書（貸付第12号様式）」を互助会（互助厚生係）へ提出します。
償還方法	互助会から振込用紙が送付されます。 当該月の25日（金融機関の休業日の場合は翌営業日）までに振込んでください。
注意事項	<p>1 償還額 次に掲げる以上の額を償還額とします。（単位は円）</p> <p>ア 毎月償還 10万円</p> <p>イ ボーナス併用償還 20万円 ボーナス併用償還のときは、「ボーナス償還」に2分の1以上を充てます。</p> <p>2 一部繰上償還額は、当該月の給与（及びボーナス）から当該月の償還金が控除されるため、差し引いた後の額となります。</p> <p>3 一部繰上償還後の償還額及び償還回数については、別途借受者に通知します。 償還額は従前と同程度で、償還回数が減ることになります。</p>

⑧ 償還猶予

育児休業、介護休業、修学部分休業、自己啓発等休業、配偶者同行休業、私傷病による休職の承認を受けた又は住宅が被災したときは、償還猶予を申し出ることができます。

ア 休業による償還猶予

区 分	説 明
申出書の提出	上記の休業又は休職のため償還猶予を希望する場合は、会員が互助会（互助厚生係）に対し、償還猶予を受けようとする月の前月20日までに「償還猶予申出書（貸付第10号）」を提出します。 添付書類 ○ 休業又は休職の辞令書の写し
猶予条件	休業又は休職の承認を受けている場合に限りです。
猶予承認	互助会から猶予承認通知が送付され、償還猶予期間が決定されます。
猶予期間	猶予期間は、休業又は休職期間の範囲内です。
注意事項	償還猶予期間中は無利息です。期間終了月の翌月から、猶予前に引き続き償還となります。

イ 住宅の被災による償還猶予

区 分	説 明
申出書の提出	住宅被災のため償還猶予を希望する場合は、会員が互助会（互助厚生係）に対し、償還猶予を受けようとする月の前月 20 日までに「償還猶予申出書（貸付第 10 号）」を提出します。 添付書類 ○ 不要です。
猶予条件	1 住宅資金又は住宅災害資金の貸付に限ります。 2 住宅被災が、住宅災害資金の貸付事由に該当し、当該災害について災害見舞金の給付を受けた場合に限ります。
猶予承認	互助会から猶予承認通知が送付され、償還猶予期間が決定されます。
猶予期間	猶予期間は、12 か月の範囲内です。
注 意	償還猶予期間中は無利息です。期間終了月の翌月から、猶予前に引き続き償還となります。

⑨ 差額貸付（借り換え）

互助会から貸付を受けている方で、既に借りている貸付と同じ種別の貸付を、完済前に申し込むことができます。

この場合、互助会が送金する金額は、申込みの金額から貸付の残高を差し引いた金額となります。

ただし、償還回数が 24 回未満の場合、借り換えはできません。

⑩ 延滞利息

平成 19 年 4 月以降の新規貸付については、月末までにその月中に償還されるべき償還金が互助会に入金されないときは、その未償還元金に対し、月割りで次の延滞利息が加算されますのでご注意ください。

延滞利息 年利 7.3%（月利 0.608%）